

令和5年第6回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年12月7日(木)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- (1) 議案第7号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第8号 白井市桜台公民館及び白井市桜台児童館の指定管理者の指定について
 - (3) 議案第9号 白井市民プール及び白井運動公園の指定管理者の指定について
 - (4) 議案第10号 白井市地域福祉センターの指定管理者の指定について
 - (5) 議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (6) 議案第12号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)について
 - (7) 議案第13号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - (8) 議案第15号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について
 - (9) 議案第14号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第10号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (10) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 柴田圭子委員長・徳本光香副委員長
秋谷公臣委員・伊藤仁委員
荒井靖行委員・石原淑行委員
岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 市執行部
- 市長 笠井喜久雄
福祉部長 板橋章

健康子ども部長	池 内 一 成
教 育 部 長	宗 政 隆 雄
社会福祉課長	金 井 早 苗
障害福祉課長	鈴 木 智 子
高齢者福祉課長	竹 内 崇
子育て支援課長	相 馬 正 樹
健 康 課 長	松 岡 正 純
保 育 課 長	片 桐 啓
保険年金課長	奥 村 敏 直
教 育 部 参 事	榛 沢 宏 一
生涯学習課長	山 本 敏 行
文化センター長	高 花 宏 行
公共施設マネジメント課長	鈴 木 隆 宗

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	永 井 康 弘
係 長	今 井 好 美
主 任 主 事	石 井 治 夫

委 員 長 の 挨 拶

○永井康弘議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

それでは。会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 おはようございます。お集まりいただきましてありがとうございます。議案審議、教育福祉常任委員会のところ、今日早速審議していただくわけですが、追加の議案、補正とかがありまして、ちょっと順番的にどうしようかなというところなんですけれども、最初に議案、条例改正、あと指定管理のこと、それを順番にやりまして、一回そこで最初に出された第9号の補正をやりまして、その後介護保険特会、それから、国民健康保険税条例の一部改正というのがつい先頃追加で上程されましたので、そこについてやって、そこに付随する特別会計をやって、一番最後に一般会計補正の10号というふうな順番でさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

市 長 の 挨 拶

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の教育福祉常任委員会では、議案第7号から議案第10号、議案第11号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目、議案第12号、議案第13号、議案第14号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目、及び議案第15号の9議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

次に、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

また、発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

では、これから日程に入ります。

(1) 議案第7号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第1、議案第7号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

タブレットはもう開かれていますでしょうか。大丈夫ですか。

では、議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、今回のこの条例の基準を定める一部を改正するということで、説明を聞いたんですが、その背景についてもう少し詳しく聞かせていただければと思います。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、この条例の改正の直接的な要因につきましては、提案理由でも述べているように、国の府令基準が改正されたために改正するものですが、その全体的な背景について御説明いたします。

まず第15条の改正部分となりますが、これは認定こども園法の引用条項が改正されたことに伴い改正するものですが、この認定こども園法の改正は、第13次の地方分権一括法の公布により改正されたもので、内容としましては、指定都市等の長が認定こども園の認定認可をしようとするときは広域調整の観点から都道府県知事との事前協議の手続が必要でしたが、近年の運用状況では、都道府県から指定都市等に対して実際には認定認可そのものに関する意見は出されていないことから、手続の効率化を図り、地方公共団体の事務負担を軽減するため事前の協議を不要としたものです。

これによりまして、認定こども園法の第3条第10項に定めていた認定に係る申請書の写しの知事への送付が不要となり、この条項が削除されたため第11項が第10項となったものです。

第35条、第36条の改正につきましては、国の基準において必要な字句の修正、必要な読替えが行われたため、併せて改正するものです。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員、よろしいですか。石原委員。

○石原淑行委員 それでは、その条例が改定されるということで、国に合わせて事後手続ということですが、市民にとってというか、影響は、保育園等で関わることはありますでしょうか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 条例改正につきましては、第15条の部分、第11項が第10項となるものですが、これは中身自体は全く変わるものではございませんので、影響はございません。あと、その背景となった認定こども園法の改正につきましても、具体的には指定都市及び中核市の事務負担の軽減を図るものとなりますので、当市への影響はございません。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

では、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知いたしました。お座りください。

起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第8号 白井市桜台公民館及び白井市桜台児童館の指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第2、議案第8号 白井市桜台公民館及び白井市桜台児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

資料のほうお開けください。よろしいでしょうか。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 お伺いいたします。まず、この指定管理の期間が3年になった理由を教えてください。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

桜台センターにつきましては、公共施設総合管理計画に基づきます公共施設個別施設計画で、長寿

命化工事が令和9年度に実施の予定としております。現時点では工事内容等は特に決まっていない白紙の状態なんですが、長寿命化工事ということになりますと比較的大規模な工事を実施するということになりますので、そうしますとセンターを運営しながらの工事が可能かどうかということもまだ未定の段階ですので、取りあえず今回の募集に当たってはその工事期間までということで3年間とさせていただきますところですよ。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 今回、休館になるということですか。休館になったことを想定した場合なんですけれども、その代わりの手だてというのはどのようにお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

先ほどのお答えと重複してしまうんですが、現時点で工事内容というのが白紙の状態ですので、休館をするしないということも決定しておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 ほかの施設との比較となるんでしょうけれども、今回桜台センターが一番最初の対象になったのはなぜでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。個別施設計画に関することだと思いますので、私のほうからお答えします。

対象施設につきましては21施設ございまして、その施設の劣化状況とか築年数、あと修繕工事の状況等を踏まえまして整備の時期を設定しております。桜台センターにつきましては令和9年度を予定しているという状況でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 すみません、この状況については、私のほうも調べたんですけども、桜台センターのほうの健全度が54点に對しまして、例えば白井駅前センターは37点と非常に健全度が低い状態でもあります。その中で桜台センターを最初に選んだのはなぜなのか、もう少し教えていただけませんか。

○柴田圭子委員長 お答えできますか。鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 ちょっと指定管理の期間とはかけ離れるかと思うんですが、

駅前センターにつきましても劣化状況は大変あまりよろしく芳しくない状況ではあるんですけども、駅前センターにつきましては、今、駅前の周辺地区の検討をしている中で、若干そこを踏まえた中で大規模改修を行うかどうかという検討がありますので、時期はちょっと遅れているという状況でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今まで指定管理にされていて、直営の場合よりどのくらい金額の差というか効果があったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 お答えできますか。山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

指定管理者制度を導入してかなりの年数たちますが、今現在直営で行った場合の経費というのを算出しておりませんので、そことの比較というのはなかなかできないというような状況です。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、指定管理にして長いということですが、運営に関してはどのように市のほうは関わってきたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

桜台公民館、児童館につきましては、それぞれ児童福祉法であったり社会教育法であったり、そういったところの要求事項に基づいて館の運営をしていただくこととしております。その中でどのような事業が展開されるかというのは指定管理者の裁量の中で決定していただくこととなりますが、その事業計画に基づいてしっかりと事業がされているかということについてはモニタリングを通じて検証のほうはさせていただいているというところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 この議案第8号の桜台公民館と桜台児童館の指定管理者の指定について、反対の討論をいたします。

これは日本共産党市議団としての考えになりますが、私たちとしては公的施設について以下のようにあるべきと考えています。

1つ目に、基本的に公的施設は直営で運営すべきだと考えています。

また2つ目に、先ほどお答えもあったんですが、裁量に任せてそれをチェックするというだけでは、やはり職員の方々が市民と、利用している子どもたちや活動している市民の方と直接接して、その運営に関わっていろいろ学んでスキルを身につけて、その後の長い仕事の期間にも生かすということが全くほとんどできないんじゃないかというふうに思っていますし。今の市の運営を見ても、なかなか市民の声や現場の気持ちが届かないというのはこういったことも関係しているのではないかと思います。

また3つ目に、もしこれが認定されるとしても、その間に働いている方を市が雇って直営にするというような、そういった考え方もあるのではないかと思いますし、基本的に正規の職員が関わるというのが大切だと思っています。

以上です。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知しました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第9号 白井市民プール及び白井運動公園の指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第3、議案第9号 白井市民プール及び白井運動公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

資料をお開きください。よろしいでしょうか。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 こちらに類似施設等の指定管理者の実績ということで、3点ほど挙がっていますけ

れども、白井の市民プールを今までやってこられたんですけれども、鎌ケ谷市の福太郎競技場、それから、大田区のこの水泳場とありますけれども、白井の場合は陸上競技場、野球場、テニスコートと多岐にわたっていますので、これに似たようなところでこの管理者が他市でそういう事例があったら、この場でもし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

今、委員のほうから御紹介もありましたが、東京都大田区萩中公園プールは、スライダー、流水プール、幼児プール、50メートルプールなどを有している施設となりまして、市の市民プールよりも比較的大規模なプールとなっております。

また、屋外運動施設につきましては、これも委員のほうから御紹介あったんですが、鎌ケ谷市の福太郎アリーナですとか福太郎スタジアム、そういったところと、あと船橋市の運動公園についても管理運営の実績を有しているということで報告は受けております。

以上です。

○柴田圭子委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 もう一点、確認のために伺います。白井市の運動公園は、2週間前かな、U-12のサッカーの決勝大会ということで、白井市以外の全国から決勝大会ということで大勢の方が見にいられていましたけれども。

もう一点、先日行われました全国実業団の女子駅伝で積水化学が優勝しましたけれども、その部員がいつもあそこで、ホームスタジアムということで、ホームということで練習をされているので、全国放送にも度々映るので、そういう場所でもありますし。それから、大活躍された鈴木さんなんかも白井の市民のためにランナーの、何というかな、走るランナー教室なんかも積極的にやってくれている施設なので。

なぜサッカーがあそこでやられるかという、芝生の管理とかがすごく整備されていて、サッカー場としても白井市にとっては誇れる施設だと思います。

そこで、来年4月から指定管理者が変わるんですけれども、そこまでの今までの指定者の方とこれから新しい指定者の方の申合せというか、どういうふうに整備の仕方について、教えるというわけじゃないんですけれども、引継ぎをどのようにされていくかという、そのような流れが、4月までの間にこうするんだという方針がもし決まっていればお伺いしたいと思います。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

今回の指定管理者の募集に当たりましては、その業務の仕様の中に、指定管理者が変更になる場合は業務の引継ぎというものを円滑に実施するように指示をしているところです。

運動公園については平成31年度にも指定管理者が変更になっております。こちらの変更のときにも

おおむね1か月から2か月程度事業者同士の引継ぎ期間を設けまして、今までの管理運営の実態ですとかをしっかりと引継ぎを行っていただいております。その際も大きな混乱というのはなかったもので、今回も業務の引継ぎに当たっては万全を期すように指示を出したいと思っておりますので、その点については御安心いただければと思っております。

○秋谷公臣委員 どうもありがとうございました。

○柴田圭子委員長 いいですか。

ほかに質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 2つの施設をまとめて指定管理にするという主な理由について伺います。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

今回、運動公園と市民プール、こちらを一体管理ということで募集をかけさせていただいた理由としましては、今現在も運動公園とプールについては、駐車場の相互利用など、夏場のプール開設期間ですとか大規模な運動公園でのイベントを開催時などについて駐車場の相互利用というのを既に行っております。位置的にも隣接する2つの施設ですので、こちらについて市のスポーツ、レクリエーション施設の拠点として一体管理をすることで、それに伴う相乗効果などを期待しての今回の募集ということになっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいでしょうか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今、答申を拝見しましたが、プールと運動公園の同時利用によるシナジー効果というのは単に駐車場の共同管理だけでしょうか。ほかに期待することはないのでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

今回御提案いただいた中で、今回指定管理者として提案させていただいている株式会社協栄なんです。こちらは今、市民プールの指定管理者を実施しております。市民プールにつきましては軽食の販売などで自主事業として売店の事業をやっておりまして、その売店の中に厨房を指定管理者のほうで設置しております。これが夏季プール営業期間を終わりますと全く使わない施設になってしまうんですが、そういった全く使わない期間において、一体管理をすることで、例えば運動公園のほうで大規模なイベントをやるときに、休止している厨房を使って軽食を作って、それを運動公園で販売するなどといったことの提案はございました。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 私も実は今年プールを使わせていただきました。管理が行き届いていることは私の目で見て確認はできたんですけども、あの売店を陸上競技場にどうやって活用するのかイメージが湧かないんですけども、その辺り何か、どのような提案があったのかもう少しお聞かせいただけないでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

すみません、ちょっと分かりづらい説明で大変申し訳なかったんですが。今、運動公園に軽食を販売するような場所がないというか売店がないので、例えば昼にまたがるイベントをやったときに、自分でお弁当を持ってくるか、もしくは運動公園から出て、最寄りですとセブンイレブンとかでお弁当を買って帰ってくるというようなことをしなければならいんですけども。今回提案いただいたのは、夏場以外でしたらプールの厨房を使っていないので、そこで弁当をまず作って、そのお弁当、作ったお弁当を運動公園に持ってきて販売するといった御提案ということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

荒井委員。

○荒井靖行委員 立て続けで申し訳ございません。選定のいわゆる評価表を拝見しました。当然ほかのプロポーザルをされた会社に比べて総合点は高いんですけども、1か所気になるところがあります。それは何かというと、指定管理料及び収支計算書についてということで、提案書の審査をされたときに、今回採用されている方が3.6点、それに対して、もう一つのプロポーザルをされたところが14.4点と、かなりすごい開きがあるんですけども、これについてはどのように検討されているでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

確かに審査の過程で収支に関する点数というのはかなりの開きがありました。ただ、指定管理者制度につきましては、一定の金額を設定した上で、その金額内でよりよい提案をいただいた事業者のほうを選定するというようなことになっておりますので。そういった中で、先ほど御答弁させていただいたような、シナジーに対する具体的な御提案があったり、あとプールの運営管理ということについては、万が一の事故というのはあってはならないことだというふうに認識しておりまして、そこに対する安全管理の御提案なんかも非常にいい提案がなされましたので、費用というよりは提案内容を重視して今回株式会社協栄のほうを選定されたというふうに認識しております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 すみません、金額の差なんですけれども、実際にはどのぐらいありましたか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

失礼しました。ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お待たせしました。すみません。株式会社協栄のほうの提案額については数字を持っているんですが、もう一社について数字を持ち合わせておりませんので、調べて後ほど御答弁させていただきます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

議長。

○岩田典之議長 1点だけ確認をしておきたいと思います。現在運動公園を請け負っている団体は、今回の申請はしたんでしょうか、していないんでしょうか。それ、確認だけ。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

今現在の運動公園のほうの指定管理者についても申請をいただいております。その中で、株式会社協栄のほうを選定したということになります。

○岩田典之議長 了解。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 2つの施設をまとめて指定管理すると、費用のほうは今までと比べてどういふふうになるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

設計というか、今回の指定管理者の募集に当たって大きく変わったところというのはないんですが、今後2施設を合わせることによってスケールメリットというのは出てくるかと思っておりますので、例えば施設管理、特に植栽の管理などについてはそのスケールメリットを生かした委託というのができてくるのではないかと考えておりますので、その辺りはモニタリングを通じてまた検証のほうはしていきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 先ほどプールの安全管理について非常にいい提案があったということなんですけれども、具体的にどういった提案があったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

プールについては、開設が平成3年ということで、開設以来30年以上たっている施設になっております。それに伴いましてかなり老朽化のほうもしてきてはいるんですけども、プールの設備について、大きな故障が発生する前に予防修繕的なことを実施していったって、大きな修繕が発生しないような体制を取っていきたいというような御提案をいただいております。また、株式会社協栄につきましては、指定管理者制度導入して以来市民プールのほうの運営管理に携わっていただいております、突発的な事故に対する対応のノウハウというのもしっかり確立されているというところで、いい提案があったというふうに認識しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、さっき分からなかったところ、後ほど手を挙げて教えてください。

○山本敏行生涯学習課長 はい。

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

決まる前に、今の荒井委員への答弁は資料でいいのか、それとも、ここでの回答を求めますか、荒井委員。

○荒井靖行委員 判断に当たり、この場での対応をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時38分

○柴田圭子委員長 では、再開いたします。

先ほどの荒井委員の質問に関しての協栄と次点の業者、指定管理者の選定について金額の差がどのくらいあったのかということについてお答えできますか。

山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

すみません、指定管理者の選定に当たって、2位の次点の、次点というか、選定した業者以外の事業者の個々の提案金額というのは公表しておりません。ですので、この場でお答えすることができないんですが、一定の価格差があったということで御理解いただければと思います。

○柴田圭子委員長 荒井委員、よろしいでしょうか。荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは再質問になりますけれども、今回選ばれた協栄の事業計画の内容と比較して提案額が適正かという、この3.8というのは物すごく気になっているんです。何でこういう点数をつけたのか、もう少し具体的に御説明いただけないでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

価格に対する適正な提案であったかということかと思いますが、提案内容としましては基本的には適正なものだというふうには認識しておりますので、そこに対して価格が高過ぎるですとか安過ぎるということについては、指定管理者を募集するに当たって上限額を設定しておりますので、その範囲内で御提案をいただいておりますので、適正であったというふうな判断をしたというところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すみません、それでは、ほかの会社のほうがここについては14.4という点数を取っているんですよ。差が激し過ぎるのでお尋ねしているんです。多分評価をされた方の点数の差というのはどこから来ているのかというのを、枠の中に収まっているということでもいいということではなくて、何でこういう評価をされたのかを知りたかったです。知りたいんですけれども、お願いできますでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

今回のこの点数を付すに当たっては、単純にその金額を見ただけで安い高いというような主観的、直感的な形で点数をつけているわけではなくて、しっかりと計算式を持っておりまして、その計算式に基づいた計算ということになっておりますので、そこで点数差が出ているという回答で、ちょっと荒井委員の意に添わない回答かもしれませんが、取りあえずそういうことで御納得いただければと思います。

○柴田圭子委員長 という答弁ですが。計算式にのっとるとこうなりますということですが、よろしいですか。

○荒井靖行委員 よろしいです。

○柴田圭子委員長 じゃあ質疑は以上で、追加で行われましたが、これで質疑はないものと認めます。よろしいですね。

では、これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

では、次に賛成討論の方ございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 本件、賛成いたします。しかしながら、今回、業者の比較とかプロポーザルを見てみると、どうしてもちょっと、特に金額の部分は非常に大事な要素だと思うんです。それをやはりどのように評価するか、それはきちんとまとめておく必要が私はあると思うんです。計算式というお言葉があつて、私はちょっと正直言って理解はできなかったんですけども、ここにつきましてはもうある意味担当の方を信じるという意味で、今回は賛成といたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

（４）議案第10号 白井市地域福祉センターの指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 では、次に進みます。日程第4、議案第10号です。資料のほうをお開きください。

○岩田典之議長 資料じゃなくて議案書。

○柴田圭子委員長 議案書、ごめんなさい。議案書、議案第10号、よろしいですか。

では、議案第10号 白井市地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 指定管理者の選定に当たっての点数を過去の分も比べさせていただいたんですが、まず総合得点が毎回違うので満点が違ってきていてすごく比較しづらいというのは、できればそろえていただきたいという要望の下、平成30年は100点満点に直すと69点、今回、500点満点中の281点ということで、これは100点満点に直すと56点ということで、13点ですね、大分落ちてしまっています。各項目を比べても、市民サービスの向上というところですか、利用者ニーズ、サービス内容など総合的に落ちてしまっているんですけども、これを踏まえて、競争ではなく指名で決めてしまうということはどういうふうに判断されたのでしょうか。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 委員御指摘のとおり、過去2回と比較しますと大分点数の開きはあるかなというところはございます。市としまして1者指名とさせていただきました理由でございますけれど

も、社会福祉協議会、こちら団体が実施しております活動は地域福祉の推進ということでございます。地域ぐるみ福祉を推進するための活動拠点を提供して、住民による福祉活動の増進を図るとする地域福祉センター設置目的に合致をしております。社会福祉協議会については、地域福祉の増進に関しまして長い経験を持っております。社会福祉法においても地域福祉の推進の担い手としまして位置づけをされておりますことから、この能力を何とか生かして市民サービスの向上、効率的な施設の管理運営が期待できるものとして1者を指名させていただいた次第でございます。結果的に確かに点数は過去2回と開きが出てしまったんですけれども、市といたしましては1者とした理由は以上の内容でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 自分としては、やはり長くお願いしているからこそこういうふうに点が落ちてきてしまうという面もあるのかなと感じるんですけれども、今後、指名して、このサービスの向上というのはどういうふうに見込めるというか、市はどのように関われるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 審査会での社協の説明からは、利用促進につきましては、様々なボランティア講座、研修会などをホームページ等で周知して、地域福祉の推進を図っていきたいというような話でございました。

プレゼン等の説明の中でも、利用者の方々の声に耳を傾けて、民生委員・児童委員の皆さんをはじめ、ボランティア団体、様々な福祉活動に関わっていらっしゃる方などの関係機関の意見も伺いながら反映をしていきたいというところを審査会の中で申し上げておまして、そういった点が点数に反映しているのではないかと。市としては、そういった社協の取組に関しましては、日頃の活動から同様であるというふうに考えておりますので、社協の活動につきまして支援をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 これは確認なんですけれども、行わせる場所、白井市地域福祉センター、これはいわゆる市役所に隣接している保健センターの上の部分ということでいいんですよね。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 地域福祉センターにつきましては、委員おっしゃられたとおり、団体活動室の3階の一部分と2階の会議室の部分が地域福祉センター、あと3階のボランティアセンター、そこは地域福祉センターということになっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、これは指定管理料金というのは幾らになるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 指定管理料のほうは無料となっております。と申しますのは、地域福祉センターにつきましては保健福祉センターの一部分ということもございまして、建物の光熱水費や清掃、警備委託、そういったものは、維持管理費用に係るものは直接市ほうが負担しております。また、実際に施設の管理運営に関わっております人件費の部分につきましては、市が社会福祉協議会のほうに支出しております管理運営補助金で対応しておりますので、こちらの施設につきましては指定管理料を無料とさせていただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 これはあれですね、言ってみれば自由、ごめんなさい、空間をお貸しするための施策を大きくし、今回の業務の内容とされていると思うんですけれども、そうするとこの指定管理という業務にそぐわないのではないのかという具合に思っていますが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 今回につきましては、市のほうで定めております公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針におきまして、地域福祉センターにつきましても指定管理者として選定していくというふうになっているところでございます。そこでは指定管理者として指定をしているというところでございます。

○荒井靖行委員 ちょっとよく分からないな。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 社会福祉協議会につきましては、指定管理者としましては確かに部屋の管理等が主なものにはなっておるんですけれども、社会福祉協議会自体が社会福祉法に位置づけられている団体でございます。そういった中で地域福祉の推進というところで様々な事業に対応していただいております。

例えば、地区社会福祉協議会の連携というところなんかですと、ふれあい会議をやってみたりですとか、その中で様々な地域の課題を抽出して、その改善に向けた取組も社協や地域の方々との協力の下で生まれているようなことも、取組もしておりますので。この辺りは市と連携しながらやらせていただいているところでもあるのですけれども、様々なそういった地域福祉に関する取組を自主事業としてやっていただいているというところでは、やはり指定管理者としてどういうふうに、建物の本来の目的であります地域における福祉活動の拠点として様々な活動をしながら活用できるかというところを、指定管理者としてしっかりやっていただきたいというような考えがございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、これを見ると無料でやらせていて、何か下手をすると協議会いじめみたいにも見えてしまうんですけれども、そういうことにはなっていないということによろしいですか。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 職員の人件費ですとか事務費の部分につきましては、先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、社会福祉協議会のほうに支出しております社会福祉協議会の管理運営補助金というのがございます。こちらのほうでしっかり対応しておりますので、社会福祉協議会さんをいじめるようなことはないと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ちょっと副委員長、交代して、質問したいんですけれども。

○徳本光香副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

柴田委員長。

○柴田圭子委員長 では、お尋ねいたします。

指定管理料が無料で、光熱費や何かは全部市が持っているというような状況下で、地域福祉センターを指定管理者制度の中に組み込んで指定管理を行わせるということについての疑問などが、指定管理者選定審査会の議事録を見ても分かります。そこについての改めての考え方というんですか、これもう3回ぐらいここで指定管理を受けてもらっているわけなんですけれども、どのように地域福祉のほうに指定管理をすることで貢献があったのか、あるいは、寄与してきたのかとか、そういうようなことの検証というのは市のほうではされているのでしょうか。

○徳本光香副委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 社会福祉協議会につきましては、昭和44年の発足から長きにわたりまして市の社会福祉の発展に寄与していただいております。多くの市民の方々から協力を得ながら様々な事業を実施してきていただいておりますけれども、やはり長く様々な福祉団体、ボランティアの方々との信頼関係であったりですとか、地域福祉の推進に係るノウハウを持たれているというところは非常に大きいかなというふうに捉えております。それから、中でもやはり指定管理者としてしっかりやっていっていただきたいという思いはございます。

以上です。

○徳本光香副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 ただし、今回については地域福祉センターという特化したものについての指定管

理の指定ですよね。そうすると、社会福祉協議会自体の活動というよりも、今回の地域福祉センター、ここについてどのように有効に指定管理者として活用してきたのかとか、そういうようなところの総括をしておかないと、今後もどんどんどんどん点数が下がっているけれどもここに1者で指名してやっていくということになりかねないと思うんです。だからそこについてどのように市の部内で協議をされたのか、その検討があるのかということはお尋ねしたいと思います。

○徳本光香副委員長 板橋福祉部長。

○板橋 章福祉部長 私のほうからお答えします。

そもそも公の施設については、直営にするか指定管理者制度にするかという2択になります。今の条例上は指定管理者制度にすると、行わせるものということで、指定管理者。で、そもそも指定管理者にするということは、公の施設をいかに活用するか、いかに有効に活用するかということで、市としては指定管理者制度、つまり今回は社会福祉協議会に指定管理させたほうが、先ほど金井課長のほうからも伝えたように、地域団体との関わりだとか、そういうノウハウがあるんじゃないかということとでこれまでやっています。

今、柴田委員長の御指摘があったように、点数がどんどん下がっているんじゃないかとか、そういうことについては、これは私たちのほうからも指定管理者のほうに十分伝えますし、モニタリングの中でも十分にこういう委員会からあった指摘、また、点数が低いところについてはモニタリングの中でも十分見ていきたいなと考えております。

以上です。

○徳本光香副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 そこについては分かりました。

では、地域福祉センターの中に貸館業務も同時に入ったわけですね。で、団体活動室とか会議室とかを貸館として貸し出すようになった。過去を遡ってみると年間50万円ぐらい貸館の業務として入るんじゃないか、そのぐらいあればいいんじゃないかというような議論がされているようなんですが、現実はどうなっているんでしょうか。

○徳本光香副委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 実際のところ、コロナも影響していたのかどうかちょっと分かりませんが、昨年度の決算ベースですと8万1,220円ということになっております。こちらにつきましては、市に歳入で少し入れていただいている部分もあるんですけれども、それと社協の分と合わせて8万1,220円ということになっております。

以上です。

○徳本光香副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 これは指定管理制度にすることで社協に貸館業務を担わせているということだと思うんですけれども、ここについてはこういう状態についてどのように総括をされていますか。まあ

しようがないじゃないかというふうな判断なのかもしれないし、貸館業務ということをもっと特化するという考え方もあるかもしれないし、ここら辺については、貸館になって、大分いろいろな議論がある中で貸館業務に移行したという経緯もありますので、そこについてはどのようにお考えかをお尋ねします。

○徳本光香副委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 委員長がおっしゃるとおり、もともとの見込みからしますとかなり額は低いかないところではございます。ただ一方で、福祉団体につきましては、登録していただくことになるんですけれども、使用料自体は減免というようなところではございます。そういったところを見ましても、なかなか歳入としては伸びていかないのかなというところはあるんですけれども、施設の有効活用という視点からは、社会福祉協議会のほうにもしっかりと状況を分析していただいて、利用の促進につながるような方策を考えてもらいつつ、市としてもそういった相談があれば一緒に考えて支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 分かりました。終わります。

○徳本光香副委員長 それでは、委員長席を委員長と交替いたします。

○柴田圭子委員長 では、会議を続けます。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、ほかに質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

では、次に、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分。

休憩 午前11時06分

再開 午前 11 時 15 分

○柴田圭子委員長 会議を再開したいと思います。よろしいですか。

(5) 議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。民生費中、特別会計への繰出金は除きます。そこは総務の所管です。本会議での議案質疑をさらに深めるような質疑をお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

12ページをお開きください。3款1項1目民生費、社会福祉費、社会福祉総務費から、12ページから13ページ、14ページの上段、社会福祉費全体についての質疑を受けます。質疑ございますか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 13ページ、お願いします。2)の自立支援給付に要する経費のうちの19番、扶助費、指定障害福祉サービス費のところ、金額が3,500万円ということで大きいので、利用が増えたんでしょうけれども、その辺についてのもう少し詳しい説明をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えいたします。

まず、当初予算につきましては、令和4年度の実績見込みに基づいて積算をいたしましたが、今回、令和5年度の上半期の利用実績を踏まえまして、まず、日中活動系サービスといいます、生活介護とか就労継続支援という障がい者の方が日中通所されるサービスについて、年間の延べ利用者数が見込みよりも400人程度増加をしまして、当初の見込みよりも約2,434万円の増という形になっております。

また、居宅介護などの訪問系サービスについて、やはり年間見込みよりも約90人程度増加をしまして1,830万円の増となりました。その他のサービスの増減がありまして、補正額が今回のような額ということになりました。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 もう1点だけ。この金額というのは、最初の額からいくと、ここには3,500万円、今、説明を受けたんですけれども、これは全体からすると何%ぐらいの額になるんでしょうか。最初の予算からすると、この金額については、何億円とあるんでしょうけど。

○柴田圭子委員長 当初予算で、この該当科目がどのぐらいだったかということですね。

○秋谷公臣委員 そうです。

○柴田圭子委員長 当初予算の額をお願いいたします。

鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えいたします。

当初予算につきましては9億7,381万4,000円という額になっております。

以上です。〔「分かりました」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。14ページの上段までです。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 13ページの老人福祉費の高齢者在宅福祉事業の福祉タクシー助成金のところなんですが、これも少しですが、当初見込みを上回ったということで、こういった事情があったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましても、予算計上につきましては、令和4年度の実績見込みから積算をしております。昨年度よりも利用者数が増加したこと、利用枚数の増加が見込まれることから、金額が足りなくなることが想定されまして、補正予算を上程させていただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今、何人ぐらいで、どのぐらい増加の見込みでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 利用枚数につきましては、令和4年10月末、昨年度の時点で1,374枚であったのに対し、令和5年度の10月末時点で1,511枚という形で、昨年よりも137枚増加している状況になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 枚数について、分かりました。

この助成金を利用する人数がどのくらい増えたというのは分かりますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 利用人数につきましては、令和5年10月末現在で316名の方が利用されております。昨年度と比較しまして37名の方が増加している状況になります。

以上です。〔「分かりました」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。社会福祉費のところ、よろしいですか。

それでは、次に進みます。14ページ、民生費のうちの児童福祉費、ひとり親福祉費、生活保護総務費、17ページの上段のところまで、民生費全部を質疑の対象にいたします。

荒井委員。

○荒井靖行委員 民生費の児童福祉総務費の中にある子ども医療費助成事業、347万9,000円のアップとなっておりますが、こちらは、どのような形でこんな想定外で増えたのか教えてください。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

まず、令和5年度の当初予算につきましては、令和4年度の決算見込み1億9,721万2,000円で計上しておりました。その後、9月補正におきまして、令和5年4月から6月の3か月間の助成金額、こちらの実績を勘案すると不足が生じるため、3,294万3,000円を増額補正いたしました。

今回の補正につきましては、その後、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されまして、その実績である7月、8月、9月の3か月間の実績を勘案しますと、さらに347万9,000円の増額が見込まれ、補正をするものです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 これは支払い方法の変更とか、そういう要因はありませんか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 子ども医療につきましては、既に受給券のほうで行っておりますので、特に方法の変更はございません。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 17ページに飛びまして、一番上の生活保護総務費のところですか。生活保護総務事務に要する経費のところ、補助金の返還金5,468万円ということで、主にこういった内容の部分が返還に充てられるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 それでは、お答えいたします。

今回の返還金につきましては、令和4年度に交付されました国庫負担金の実績に基づく返還額ということになります。内容としましては、生活扶助、医療扶助、介護扶助に係る返還となるんですが、その中でも医療扶助が最も大きい額、3,800万円程度を返還するような額になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 16ページなんですけれども、児童福祉費、7) 子育て世帯生活支援特別給付金、こちらのほうも返還金が987万7,000円と非常に多いんですけれども、これは予定どおりの給付ができたのでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

この給付金につきましては国の給付金となりまして、子育て世帯の生活支援特別給付金ということで、食費等の物価高騰に直面する低所得のひとり親以外の子育て世帯に対しということで、基本的には給付対象の方が決まっております。児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方ですとか、そのほか住民税均等割が非課税である方、そして、家計急変ということで、住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者ということで、こういった方々が対象になるというところで、先ほど申し上げた児童手当等の支給対象者というのはプッシュ型で行っておりまして、全ての方に行き渡っていると。あと、家計急変につきましても様々な手法で周知をさせていただきまして、申請主義にはなってしまうんですけれども、申請をいただいている状況がございます。ですので、支給のほうは、対象者の方にはされていると考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 プッシュ型ではない方法でのやり方を、片やされているというお話なんですけれども、それで本当に十分に伝わっているのかなというのは、この余り具合を見ると気になるんですが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 この返還になる金額につきましては、積算するときに、対象となる方が住民税の非課税や均等割とかそういったところで、まだ課税状況が確定していない段階で、まずは積算しなければいけなかったことや、あと、家計急変につきましては、これはどうしてもなかなか読めない部分がございます。そういったところで、国のほうで積算方法というのが示されておりまして、それで予算化をしております。国のほうも積算が難しいだろうということで、迅速に支給するためにそういった計算方法を示しているんですけれども、そういったところでの方法で積算しましたが、結果的には、対象者数がここまで少なかったということで、多くの返還額が生じています。

ですので、今年度も同じ国の事業があるんですけれども、過去2年間行っておりますので、それを踏まえて、今年度につきましては、そういった返還額が多くならないように調整のほうをさせていただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかによろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 先ほどの17ページの生活保護のところ一旦戻りまして、医療扶助が3,800万円分返還されたということで、先ほどのほかの箇所の質問などでは、コロナが5類になって蔓延したというところがあって病院に行く人が増えたかなという印象もあるんですが、ここが生活保護の方の中で減っているというのは何か背景とか、分かる部分があればお願いします。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 医療扶助の返還額は確かに大きいところではあるんですけども、なかなかその詳細な原因は分析がし切れていない現状がございます。ただ、令和3年度は少し医療扶助の額が大きかったんですけども、令和3年度のときは、例えば心臓疾患の大きな病気を抱えられていらっしゃる方ですとか、あと救急搬送の件数が令和3年度は非常に多かったというようなところがございます。また、当初予算を組む段階でも、令和3年度以前の3年分の扶助実績などから積算をしているので執行残が多かったのではないかなと見込んでおります。

以上です。〔「分かりました」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに。

石原委員。

○石原淑行委員 15ページに戻ってしまいますが、2項2目障害児通所支援等給付に要する経費ということで、これについても、障害児が増えた、また利用が増えたということなのか、その辺を伺います。

○柴田圭子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えいたします。

こちらにつきましても、令和5年度の当初予算については、令和4年度の実績を踏まえて積算をさせていただいたところです。内訳としましては、未就学のお子さんが療育を受ける児童発達支援と、就学児が療育を受ける放課後等デイサービス、あとは保育所等訪問支援、それからサービスの利用に当たって計画を立てる障害児相談支援というものがありますけれども、いずれについても、サービスの利用量が増えたというところが原因となっておりまして、それぞれ、例えば児童発達支援であれば、当初予算の見込みよりも約5,242万円の増ということで、放課後等デイサービスについても3,835万円の増、保育所等訪問支援については約18万円の増という形で、いずれも利用が見込みよりも増えているという状況にあります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 16ページ、5目ひとり親福祉費についてなんですけれども、2)ひとり親家庭支援事業、委託料で214万8,000円増えていますけれども、これはかなり利用される方が多いのでしょうか。人数はどのくらい増えているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えします。

まず、当初予算につきましては、2世帯4名分の入所者数で、令和4年度の実績を考慮しまして計上しました。今回の補正につきましては、2世帯4名分の入所者数というのは、当初予算時と変化はありませんが、母子生活支援施設に係る経費が入所世帯数により毎月変動することから、4月から9月の実績を考慮いたしまして、今後の経費を見込みますと、この214万8,000円が不足するということがあり、増額の補正をするものです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 追加でお尋ねしますけれども、そうなりますと、世帯数とか人数は変わらないんだけれども、いわゆる経費そのものは増えていったという考え方でしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

物価等の変動もあるかと思いますが、入所世帯数により変化があるということで、満床であれば満床であるほど、割合的には安価になってくるんですが、入所されている方が少ないと変動して割合的に多くなってくるというような制度になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、確認なんですけれども、対象となる人が増えているということではないということですね。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

今、利用している施設というのは一つの施設だけなんですけれども、その施設に関しては、そういった状況で減っている状況があるということで、このような状況になっています。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

17ページまで、ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、民生費のところは質疑は終わりとなります。

次が、4款の衛生費、そのうちの4款1項4目の環境衛生費を除いた部分が教育福祉の所掌ですので、17ページから18ページにかけて、4目以外について質疑を受けます。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次が、9款の教育費になります。19ページと20ページ、教育総務費、小学校費、20ページまで続きますので、19ページ、20ページを一括して質疑を受けます。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 19ページの下、2)の要保護準要保護児童就学援助に要する経費のところ、この116万円のアップというのは、予定よりどのくらいの方が受けられたのでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

令和5年度の当初予算では216名で考えていたんですけども、令和5年12月時点で226名ということで、予算の216名よりも10名増えております。なお、令和6年3月末の見込みも含めると、233名と見込んでおります。そうなりますと、当初予算よりも17名増えるということで、そのようになっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 よろしいですか。教育費全体です。

それでは、歳出に関する質疑を終了いたします。

次に、歳入について質疑を行います。

10ページをお開けください。10ページの15款国庫支出金、15款2項のうちの2目の民生費国庫補助金、それから16款の県支出金、それから次のページになりますが、引き続き、一番上の県補助金、それから21款の雑入です。これが該当です。15款は、15款2項1目を除く部分、総務の国庫補助金を除く部分、2、3、6目と、16款の県支出金、それは県負担金、県補助金両方とも、それから雑入のところ、よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 1点確認をさせていただきます。11ページなんですけれども、22番、市債、教育債と書いてあります。

○柴田圭子委員長 それは……。

○荒井靖行委員 対象外ですか。

○柴田圭子委員長 総務のです。

○荒井靖行委員 失礼いたしました。

○柴田圭子委員長 では、歳入のところもよろしいようですので、質疑は終わります。

次が、繰越明許費になります。

5 ページをお開けください。第2表、繰越明許費のうちの教育費、小学校費、小学校施設改修等事業（池の上小学校校舎改修工事）、これが該当します。

質疑ございますか。よろしいですね。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次が債務負担行為、6 ページになります。

6 ページの該当箇所は、一番上の地域子育て支援拠点事業（ファミリーサポートセンター）の334万5,000円と、一番下のスクールバス運行业務委託の1億3,917万円、この2つが教育福祉に該当いたします。

質疑があれば、お願いいたします。

荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、スクールバスの運行业務委託についてお尋ねをいたします。債務負担行為でスクールバス、これは3年間でされていますけれども、この3年間の内訳はどうなっているのでしょうか。年々上がるような計算でしているのでしょうか。これをまず、お尋ねいたします。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

年々上がるような計算ではなく、3年間で、この1億3,917万円ということで算出しております。以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 3年間の債務負担行為とする理由はなぜでしょうか。当初、5年という話も聞いておりますけれども、印西市とか、ほかのスクールバスについては大体1年ぐらいしか、債務負担行為は1年しかやっていないんですけど、3年にする理由はなぜでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

スクールバス運行については、信頼のおける同一事業者と複数年の長期契約をすることにより、安定した定期運行が確保されるとともに、事業者の業務の習熟により、学校や児童、保護者の安心につながるメリットがあることから、本市のスクールバスの正式運行については、5年間の契約を当初予定しておりました。しかし、国土交通省による貸切バスの運賃・料金制度の見直しの背景には、バス運転手の人手不足の深刻化があることから、初めての運行に当たり、安定した定期運行の確保を優先して検討した結果、運行委託期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とすることといたしました。

た。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、お尋ねします。

国土交通省から、そのような指針が出てきて、それで、この前の総括質疑の中で、70%アップの料金が出てきたと。この費用がアップしたことに対して、何か対策は考えられましたか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

対策はということではございますが、対策等はございません。そうではなくて、国のほうから出されました改定の指針に従いまして、それらを含めて、こちらのほうで、今回の改正を含めて、人件費、燃料費等のコストが高騰していること、それから社会経済状況を踏まえた上で、今後3年間のスクールバスの経費を算出したということでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 例えば70%アップするぞといったら、普通、家計で考えたら、これは何とかしなくては、何とか工夫しなくてはという発想があるべきだと私は思っていて、それは今回のスクールバスの事業でも同様にあるという具合に考えております。例えばバスの使用を考えると、今、例えばマイクロバスになっていますけれども、ある地区でいえば、ワンボックスカーで、タクシー会社でも配車ができるようなものにすると、そういうバスの使用等は検討されませんでしたか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

今、予定しておりますのは、マイクロバス5台ということで考えております。そして、14人乗り等のハイエースなども検討はしましたが、最も利用児童が少ないバスルートでも、一斉下校等のときは乗車定員ぎりぎりになってしまうとか、利用児童数や安全等を考慮して、全てマイクロバスが必要であると判断をしております。

また、14人乗りのハイエースも、同じ小型バスの分類となるため、運賃、料金にあまり差が生じないという理由もございまして、マイクロバスでということになりました。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 確かに12人乗り以上になると中型になって免許が変わるのは分かるんですけども、11人で回すような検討はされませんでしたか。11人乗りなので、実際には10人乗りになるんですけども、それによる、例えばワンボックスカーでの配車とか、そういうことは考えられませんか。人件費もかなり安くなるはずですよ。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

それについては、こちらのほうでは考えておりません。繰り返しになりますが、マイクロバスとハイエース等の料金についての差や活用方法について検討をいたしました。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 運行計画について見直しはしませんでしたか。例えば、昔、平塚地区から第一小学校まで移動するときはナッシー号を使っていたと思うんですけど、かなり早起きをして、それで移動しましたという話も聞いています。そうすると、そういう具合に時間とかそういうものを考えて、工夫をする余地があったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 運行計画の見直しにつきましては、保護者へのアンケート等も取りながら、そして教育委員会としましても、試行運転の状況の中での内容も含めて、それらを総合的に考えて、運行のほうは継続して同じようにすることが適切であると判断をしております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 アンケートを取ったのは、こんな70%も上がる前に取っていますよね。そういうものも含めて、保護者の協力が得られたとか、そういうやり取りとか工夫はされなかったのでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 アンケートを取った後に物価高騰等があったということで、もう一度やったかというようなお話かと思いますが、実施はしておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、もう一つお尋ねしたいんですけど、物価高騰を受けて、無料だという具合におっしゃっていますけれども、例えば、受益者負担等は考えられませんか。前回、ナッシー号のときは補助になっていたはずで、そのときは受益者負担があったはずなんです。今までほかの市町村を見ていると、統廃合によるスクールバスの運行というのはあるんですけども、それは無償で出したりというのはあるんですけども、今回、安全を確保するというところで、ガソリン代が上がっているということを考えたら、当然、受益者負担も検討に入れていいのではないかと。それは、これまでの交通政策の中の偏りを少しでも抑える中でも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

受益者負担としないことにしたのは、子どもたちの安全対策のための施策ですので、試行運行を行

うときに個人負担と捉えないことと、まず、しております。また、近隣市で5人の児童が死傷するという痛ましい事故が起きてしまった中で、市としましては、命を守るためには、本格運行でも無料で行うべきと考えたためでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 命を守るとは非常に大切だというのは、私、全く異存ありません。ただ、命の守り方について、かなり偏りがあるのではないですかという指摘を私はしております。ただ単に、例えば給食だって、食材費を皆さん出しています。そういう中で、安全を担保するために、保護者への協力、そういうものをするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。〔「これは債務負担行為の補正だから、一般質問になっているよ。委員長、整理して」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 考え方を聞いているわけですので、これでお答えいただければと思います。

宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

安全対策として、このスクールバスを入れた経緯というのは、やはり、ほかの安全対策をとることが難しいという中で、スクールバスを導入した経緯がございます。そういう点で、ほかにもやれる安全対策があれば、それを導入していきながら、現時点ではスクールバスを導入することが適当であると判断をしております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

荒井委員。一般質問にならないように。

○荒井靖行委員 債務負担行為に関わるものだと私は考えておりますけれども、これは補助は入るのでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

補助につきましては、へき地児童生徒援助費等補助金を見込んでおります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 金額は幾らを予定していますか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

令和6年、7年度で50万5,000円を見込んでおります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。〔「はい」と言う者あり〕

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 委員長交代をお願いします。

○徳本光香副委員長 それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いします。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今、僻地の補助金が50万円ということを聞きましたけれども、これはスクールバスにかかわらず、そういうところに、該当箇所に住んでいる人に対して出るものであって、スクールバスに対する補助金とかというわけではないですよね。確認ですけれども、このスクールバスの運行業務についての国からの支援というのは全く見込めていないということで、確認します。お願いします。

○徳本光香副委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

スクールバスの運行については、普通交付税措置がされております。

以上でございます。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 地方交付税措置がされるといっても、それは、この金額がかかりましたという計上ができる、基準財政需要額の中に計上ができるというだけで、それで幾ら入ってきたかということは誰にも分からないわけです。そうではなくて、明らかに、どういうふうに財源を工面してこの金額を出しますという計画とか、どこから財源を持ってくるのかとか、そういうことの算段はそちらではされたんでしょうか。

○徳本光香副委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

それにつきましては、特にございません。

以上です。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 財源の当てもなく、とにかくお金だけはつけるということが分かったと思います。

それで、今回見積りを取ってこの金額を出していると思われます。総括のときに、今、運行している事業者も含め数社から見積りを取ったということを聞きました。この運行業者の決め方は、どのようになさるおつもりでしょうか。〔「すみません。ちょっと時間をください」と言う者あり〕

○徳本光香副委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時01分

○徳本光香副委員長 再開します。

宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 お答えします。

入札参加の業者のことですが、近隣のバス事業者の指名となります。指名競争入札でございますので、それ以上のお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。〔「終わります」と言う者あり〕

○徳本光香副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

○柴田圭子委員長 では、ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 予算に賛成の立場で申し上げます。

全体的には、私はこの予算は賛成いたしますが、先ほどあった債務負担行為の件についてですけれども、スクールバスを3年間債務負担行為をするということについては問題があるのではないかと考えております。実際に8月ぐらいに、この金額が7割ぐらい上がるという計算が出た後で、その後、それを何とか圧縮するような動きというのが全く見られておりません。その中で、3年間も債務負担行為を実施するということについては非常に問題があるという具合に考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり可決されました。

12時になりましたが、どのようにいたしましょうか。休憩にしますか。ほかの委員の皆さん、どうですか。〔「あまりないから、そのまま、やってもらったほうがいい」と言う者あり〕

やってしまいますか。よろしいですか。では、そのまま引き続きやります。執行部の方も、もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

ここで席替えがございますので、少しお時間をいただきます。暫時休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時05分

○柴田圭子委員長 では、再開いたします。

(6) 議案第12号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)について

○柴田圭子委員長 日程第6、議案第12号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案をお開きください。よろしいでしょうか。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑を受けます。

8ページ、第2款保険給付費だけです。それと諸支出金、償還金及び還付加算金です。ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 1点だけ。5の地域密着型介護予防サービス給付費の52万5,000円アップするうちの20万8,000円の部分の財源というのは何でしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 財源内訳の関係になるかと思いますので、お答えをさせていただきます。

その他の部分に入ってくるお金につきましては、市からの繰入金と、あと40歳から64歳までの保険料、この2つとなります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。〔「はい」と言う者あり〕

ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、歳出についての質疑は終了いたします。

次は、歳入、前のページ、7ページをお開きください。ここについて質疑ございますでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方は。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり可決されました。

（７）議案第13号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第7、議案第13号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

追加で出されたものです。ここについて議案をお開きください。大丈夫でしょうか。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり可決されました。

（８）議案第15号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

○柴田圭子委員長 日程第8、議案第15号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これも最近上程されました、議案第15号をお開きください。よろしいですか。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

まず、歳出については、8ページだけです。ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、7ページの歳入については。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり可決されました。

(9) 議案第14号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第10号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第9、議案第14号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第10号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案をお出してください。よろしいでしょうか。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

歳出については該当がありませんので、歳入について質疑を行います。

7ページです。15款国庫支出金と16款の県支出金、この2つになります。質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり可決されました。

(10) 閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時13分